

Title	農地改革後における山林地主の一存在形態：割山慣行の実態とその本質
Sub Title	A note on the "Feudality of land ownership" after the land reform
Author	平野, 絢子
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1955
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.48, No.9 (1955. 9) ,p.706(56)- 718(68)
JaLC DOI	10.14991/001.19550901-0056
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19550901-0056">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19550901-0056</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 農地改革後における山林地主の一存在形態

——割山慣行の實態とその本質——

平野 絢子

「日本史上の劃期的段階と世界史的過程との兩者によつて規定せられた意義と制約とをもつ」今次土地制度改革が終了してから五年が経過した。その間改革の主體、評價および改革後の農業構造、農業危機の理解について著しい見解の相違乃至對立があつたが、「解放」された創設自作地を含む、今や日本農業における支配的形態となつた自作農によつて耕作されている土地（全耕地面積の八七%）の所有形態——いわゆる自作農的土地所有——の性格規定はその焦點の一つといふことが出来る。このいわゆる自作農的土地所有を「半封建的・地主的土地所有の解體のあとに成立した、その對立物としての」自由な農民的土地所有と理解するか、然らずといへば、どのような論理でそれを半封建的生産關係の規制の下にあると規定するかが農地改革評價の大きな問題點であるからである。

しかしながら従來の論争においては、一方では形式的に所有權を讓渡された自作農が「自由な分割地農民」ではなく、改革後も實質

的には半封建的生産關係が尙支配的であり基本的であることを立證せんとする餘り、從屬體制下の地主制再編の論理として、未解放の山林、水利あるいはそれらにもとづく共同體的規制の中に半封建制の物質的基礎である地主的土地所有の存在をたゞ指摘檢討することに集中するか、或いは分割地的土地所有の古典的規定の理解の相違から大内氏流の見解との折衷論が現われるなど、未だ明快な解明形成の途次であるかにも見える。問題の一つは殘された山林所有が何故に半封建的であり、いかなるメカニズムにおいて農民的土地所有——自作農的土地所有においてはその經濟的實現形態として何ら現象的には地代が支拂われない——を規制しているかという、新たな論理の確立であろう。そこでささやかではあるがその一接近として實態調査を通じて一つの山林の地主的所有の位置を明らかにすることから、自作農的土地所有の歴史的性格——封建制の解體期に現われ、農業經營發展のための一經過點たる役割を果たす、直接生産者による自由な農民的土地所有を確立するに至らないという——解明への準備を試みようとするものである。

尙本稿の依據する資料は、慶應大學農業問題研究會主催の下に昭和二十九年三月十五、十六日に豫備調査、二十三日から三十一日まで本調査、七月十日より十二日まで補足調査を行つた栃木縣下津賀郡舊小野寺村（現在合併町制施行）資料の一部である。

的土地所有の解體の後にあらわれる。分割地所有——インドのライアットワレのような植民地における分割地所有の名目的形態と相似せる（栗原百壽「分割地農民の理論的基礎」四四頁）——として規定される立場。

尙三月末の本調査には島崎隆夫助教授、常盤政治助手も参加され、筆者は三度とも加わることが出来た。参加學生は次の通りである。

（註5）井上晴丸氏によつて代表される。「地主所有耕地の有償分割と小作料の低額金納化という今次農地改革は、決して「自由な農民的土地所有」をつくり出さなかつた。「山林原野を基礎とし一町歩保有地を足とする」「地主的土地所有の存在が解放された自作農と本質的には同じ場においているからである」。「改革後の小作料の高率化現物化は、大内力氏の言われる過剰人口の壓力に基づく小農民の競争の結果たる差額地代の増加ではなく、土地所有に基づく權力を背景とした剩餘勞働の汲みとり、本質的には變化しなかつた地代の半封建制の強化である。すなわち「農地改革は全般的危機以來の天皇制官僚の傳統的政策であつた『自作農創設』政策と本質的にいつて同じものである」。「主として「農業問題入門」、『戦後農地改革と半封建制』（季刊「理論」一九號）、「農地改革と地主制」（マルクス・レーニン主義研究Ⅰ）、「改革による地主制の再編成」（日本資本主義講座第五卷）、「植民地的隷屬と半封建的土地所有制度」（日本資本主義講座第十卷）」

經濟學部Ⅱ出口英夫、下村洋太郎、松井正三、山極哲次、澤隆明、大村政男

（註6）日本資本主義講座第五卷「農地改革と半封建制」において改革後における地主的土地所有の殘存とそれにもとづく半封建制の實態が劃期的に解明された事は周知の通りであるが、非勤勞的土地所有たる半封建的地主的土地所有として存在していた大山林

文學部Ⅱ飯田尚子、伴野喜久子、澤野邦子

（註1）農林省監修、農地改革記録委員會編纂「農地改革顛末概要」四頁。

（註4）農地改革は「舊構成の基概（半封建的土地所有制Ⅱ半隷農的零細農耕）における變革的な再編」であり、本格的農業への技術的基礎の構築へ迫るもの（山田盛太郎「農地改革の歴史的意義」一三九頁、一八二頁）である。農地改革は地主制を實質的に解體し（栗原百壽「現代日本農業論」六一頁）、自作農的土地所有は（封建

（註2）地主的土地所有との關連で前稿において考察した。「農地改革をめぐる諸見解と地主的土地所有」三田學會雜誌第四十七卷第五號。

（註3）近藤康男監修、大谷省三編集「農地改革」第四章大谷省三「自作農の實存形態」二二〇頁。高橋幸八郎「所謂分割地農民の歴史的意義」『農業綜合研究』第一輯一五七頁。同「市民革命の構造」二一六頁参照。

（註4）農地改革は「舊構成の基概（半封建的土地所有制Ⅱ半隷農的零細農耕）における變革的な再編」であり、本格的農業への技術的基礎の構築へ迫るもの（山田盛太郎「農地改革の歴史の意義」一三九頁、一八二頁）である。農地改革は地主制を實質的に解體し（栗原百壽「現代日本農業論」六一頁）、自作農的土地所有は（封建

（註6）日本資本主義講座第五卷「農地改革と半封建制」において改革後における地主的土地所有の殘存とそれにもとづく半封建制の實態が劃期的に解明された事は周知の通りであるが、非勤勞的土地所有たる半封建的地主的土地所有として存在していた大山林

（註4）農地改革は「舊構成の基概（半封建的土地所有制Ⅱ半隷農的零細農耕）における變革的な再編」であり、本格的農業への技術的基礎の構築へ迫るもの（山田盛太郎「農地改革の歴史の意義」一三九頁、一八二頁）である。農地改革は地主制を實質的に解體し（栗原百壽「現代日本農業論」六一頁）、自作農的土地所有は（封建

（註6）日本資本主義講座第五卷「農地改革と半封建制」において改革後における地主的土地所有の殘存とそれにもとづく半封建制の實態が劃期的に解明された事は周知の通りであるが、非勤勞的土地所有たる半封建的地主的土地所有として存在していた大山林

農地改革後における山林地主の一存在形態

五七 (七〇七)

所有が、耕地が解放されて後なせそれ自體として封建的であるのか（「經濟外強制」の存在の指摘だけでは解明にならない、ここから共同體論が現われてくる）、また、山林の封建的土地所有の残存がどのようにして自作農的土地所有を自由な分割地農的土地所有たらしめないのかという論理的解明なしに、「改革が自作農主義の擴大された運用にすぎないゆえんはいうまでもなく半封建的土地所有の骨組みを温存し堅持することを土臺としていた」井上晴九「植民地的隷屬と半封建的土地所有制度」日本資本主義講座第十卷（一二三頁）というような、歸結が導きだされているように思う。

（註7） K. Marx, "Das Kapital", herausgegeben v. Marx-Engels-Lenin-Institute Bd. III/2 S. 852. 「資本論」青木文庫第十三分冊一三三六頁。

（註8） 栗原百壽氏の見解「分割地農民の理論的基礎」四四頁。「農業問題入門」二四三頁、一四七頁、二九四頁。「土地制度史學」七一頁。この見解の地代論的基礎は同氏の「わが國小作料の地代論的研究」東北大學研究年報「經濟學」第二六卷第三號八一頁にある。

二

農地改革前、小野寺村<sup>（註1）</sup>では、全耕地のうち四六・五%が貸付地として直接地主支配の下におかれ、全農家の七一%は多かれ少かれ地主小作關係の下に在った（第一表）。三町歩以上の貸付地をもついわゆる寄生地主は十二戸（すべて在村地主）でその所有面積は全耕地

第一表 自小作別農家数及び自小作地面積の変化

時點	自小作別					自作地	小作地	計
	自作	自小	小作	小作	總數			
改革前 昭和22年8月 臨時農業センサス	212 %	131 %	151 %	228 %	722 %	317,9000 %	275,7000 %	593,6000 %
改革後 昭和24年3月 農地調査	367 %	303 %	52 %	13 %	735 %	487,4527 %	105,1524 %	592,6121 %
	50	41.2	7	1.8	100	82.2	17.8	100

の一割強にしか當らないが、二〇〇戸に近い村内外の中小地主の存在が地主層を形成し、大山林所有（第七表）と相俟つて相互の地主支配——生産手段としての土地の所有者と占有者である直接生産者との間の從屬關係——を強化していた（第二表）。小作料は田米四俵（三俵（反當七俵の場合）、畑作夏大豆五斗、冬作麥一石程度の高率現物小作料を徴収する他林間採草、下枝刈りの代償として農繁期に農耕草刈の手傳、植林、立木伐採などに無償労働給付を要求する（聴取り）出入慣行がみられ、改革前における半封建的土地所有にもとづく權力支配は相當強固なものがあつたと考えられる。

（註1） 小野寺村は栃木縣の南端、下津賀郡の西部、栃木市と佐野市の中間に位する、兩毛線沿線の一小農村である。北部は山のひだの中に部落が点在し、ひろくとした平坦地をなす南部と對照的な地形を有し面積五、九九五平方軒、山林一〇一一町歩、田三四町歩、畑一九五町歩、人口五四四一人、九四三戸中七三五戸が

第二表 解放した地主数

買収された面積別	町							計	解放面積 町
	5反未	5~1	1~3	3~5	5~10	10~50	50町以上		
個人地主	20戸	11戸	32戸	6戸	6戸			75戸	117,7227
在村地主	95	14	3					112	54,2627
不在地主	4	2	6					12	14,3109
法人地主									
計	119戸	27戸	41戸	6戸	6戸			199戸	186,2963

昭和25年8月1日現在 農地解放貸付調査より

備考 5町~10町の6戸は同時に全部20町歩以上の大山林所有者である。

農業に従事している。交通は村の南北を貫く細い村道をバスが日に六回往復するほか、漸く新設された村の南端にある小野寺驛に兩毛線の氣動車が一日四回停車するのみである。貨物輸送の便が悪いせいか、比較的市部に近いにも拘らず當村では蔬菜栽培を殆んど行わない米麥單作である。耕地の三割をしめる畑もその七八%は麥であり、僅かに六・八%の煙草、九・四%の大麻（後述する丈間の原料）がみられるにすぎず、二毛作田は田の二五%程度で、平均反當り收量二石五斗、土地の豊度も餘り高くなく、又耕転機はほとんど入れられていない。牛を飼養する農家数五六六戸（七七%）、馬を飼養する農家数二六四戸（三六%）である。農

農地改革後における山林地主の一存在形態

開期の副業としては、わらを原料とする丈間がある（後述）。本村は行政的には南部平坦地をしめる五つの大字と北部山すそにまたがる一大字とから成っているが南部と北部とは地形のみならず歴史的にも異つており、經濟構造、社會意識に多少の相違がある。これら大字はそれ／＼獨立村であつたが、明治二十四年四月の市町村制施行の際に合併して小野寺村を組織した。尙、更に本村も又隣接岩舟町と合併して昭和二十九年十月より町制が施行された。背後に米軍指定のセメント工場のあるくず町があり、本村の労働力の一流出地となつている。

第三表 經營規模の變化

改革前	總計	(昭和22年8月1日臨時農業センサス)					改革後	(昭和24年3月1日農地調査)						
		3反未満	3~5反	5反~1町	1町~1.5町	1.5町~2町		3反未満	3~5反	5反~1町	1町~1.5町	1.5町~2町	2町~3町	
農家數	722戸	89戸	92戸	314戸	173戸	54戸	0戸	735戸	60戸	70戸	308戸	253戸	40戸	4戸
自作	212	38	17	93	55	9	0	367	29	39	137	133	25	4
自小作	131	7	16	58	34	16	0	303	14	20	144	111	14	0
小自作	151	8	14	83	39	7	0	52	7	10	25	9	1	0
小作	228	44	35	89	31	29	0	13	10	1	2	0	0	0

第四表 農地改革後における村内居住地主の農地貸付状況

區分	貸付面積廣狹別地主戸數					貸付面積							
	1反未満	2反~3反	3反~5反	5反~7反	7反~1町	計	町	畑	計				
不耕作	戸	戸	戸	戸	戸	戸	町	町	町				
5反未満耕作	7	6	6	7	5	11	5012	2500	7512				
5反~1町未耕作	17	10	14	6	8	30	42	12	0327	5	0507	17	0904
1町~1.5町	15	13	7	7	10	20	85	26	8222	9	1108	35	9400
1.5~2町	2	4	1	1	3	3	72	20	3420	10	9307	31	2727
2町~3町	1	1	1	1	1	3	14	3	6602	1	8220	5	4322
計	42	33	29	21	26	66	217	64	0608	27	5712	91	6320

昭和25年8月1日「農地等開放貸付調査」より

農地改革は小作地を四六・五%から二七・八%に引下げ、自作農を二九%から五〇%に引上げた(第一表)。一八六町歩の地主所有地が分割されて農民的土地所有に繰入れられ、保有限度一町歩(當村)を超える耕地貸付地主の存在が一應消滅する。「小規模生産の中にひそむ生産力發展の一切の潜在的可能性の實現が自己の使用する生産用具に對する私利にかかつている」ならば、そして直接生産者たる農民の主要な生産手段である土地の非勤勞的所有に封建的土地所有の本質——がその「實現」を、土地所有にもとづく全剩餘勞働の收奪という形で阻んでいたならば、その條件(半封建的土地所有)から解放された農民、少くともこの自作農層は、形式的には、又それ自體においては、いわゆる生産條件の自由な所有者、封建的土地所有の解體期に現われる分割地農民と規定されるべきように見える。又經營規模が増大し(第三表)村の生産力發展の擔い手、一町(註1)五反經營の自作・自小作層は副業のわら製品、丈間などの收入により經營を安定させ、村の支配機構を變貌しつつ、地主勢力に對する一つの力を構成して來た。たとえば本村においては農業協同組合が地主側と農民側とに分裂し、農林省の認可をうけて正式に單協が二組合存在するが、南部の一町五反經營規模自作、自小作層を中心とする農民勢力はこの第二組合によつて、村の三割強の農家加入を基礎として、政治的にも經濟的にも發言權を握つてゐる。

このような自作農による農民的土地所有、及びそれが一應一般的形態をとるに至つた段階における公定小作料を支拂う小作農(自小作、自自作の小作地を含む)の土地所有の性格は、それ自體としていわゆる半封建的諸規制を拂拭した自由な農民的土地所有である。

農地改革後における山林地主の一存在形態

ただここで忘れられてならないことは、自作地が全耕地の七三・二%に上りながら、全農家の五〇%は未だに多かれ少かれ自小作、小自作の形をふくめて耕地においても依然として舊地主と小作關係を繼續している點である(第四表、第五表参照)。この點は次に展開する山林地主の位置と割山慣行の本質分析のために一つの條件を提供し、地主の一町歩保有地の役割を示すものである。

(註2) エム・エヌ・メイマン、エス・デ・スカズキン「封建機構の基本的經濟法則について」『歴史學の諸問題』一九五四年第十一號掲載論文(譯、經濟評論一九五四年八月號一六七頁)。

(註3) a. a. O. Bd. I. S. 1136「資本論」第四分冊一一五七頁。

a. a. O. Bd. II/2 S. 859. 前掲書 第十三分冊一一三六頁。

(註4) 小野寺村においては全農家の八割が藁製丈間生産を副業として營んでゐる。主要原料は自家製品たるわらであり、又大蔵(十七町歩、全耕地の十六%の植付面積、尙不足分は他から購入する)であるという點に強みがある。米麥中心で他にほとんど換金作物をもたない當村においては主要な現金収入源の一つであり、中農下層貧農の分解・半プロ化をおさえる主要な支柱でもある。

これに従事するものは主として婦人であり一臺の織機に三人の割合で勞働力が必要とされる。すなわちわら打、糸より、織手であり三人で一日八時間勞働で一把(三〇枚のこさ)が生産される。しかし三人が同時に一日中従事するのは稀で、ほとんど農閑期の十二月~四月に一人~二人の餘剩勞働力による。とくに糸よりは

織機・生産用具、わら・労働対象を持たない貧農の専業となつて  
 いることが多い。雇傭労働力を使用する生産はみられず農業經營  
 の赤字補填を目的とし一町經營規模以下の場合には生活補足的な意  
 味しか持たないことはいうまでもない。販賣は、月に二度村内に  
 商人が来て市が立つが庭先賣の場合もある。しかし特定の商人と  
 の間の原料其の他を通じての間屋制支配的關係はみられず、支拂  
 はほとんどが現金拂である。工賃は安く、年間四十把として一萬  
 一千圓程度であるが、この零細家内工業の、小野寺村農業生産に  
 おける意味は重要であり、これの主原料がわらであるところから、  
 生産を擴張するためには肥料のしきわら消費量に喰いこむことと  
 なり、肥料として代替關係にある落葉下草採取との關係で、山林  
 地主との利害關係が生じることはのちに述べる通りである。貧農  
 は經營規模の零細性の故に副業原料としてのわらを自給出來ず織  
 機をも持たないので主として大麻の糸より部分を擔當するから利  
 益は非常に少く他に労働力の販賣の形で流出する（たとえば前記  
 セメント工場）。

(註5) 小野寺村には協同組合が二つある。これは昭和十年以後昭  
 和二十年まで本村村長をつとめた大山林地主Nを中心とする地主  
 層と土地解放連盟を結成した農民層（聴きとりによれば小作農の  
 半數約二百戸、自作農の四分の一、六〇戸と、若干の耕作地主をふ  
 くめ全農家の五割）とが對立して農地改革を迎えたといふこの村  
 の農民層のうごきを前身としている。疎開者の食糧公園不正摘發  
 のデモに端を發し、一九四五年十二月のG・H・Qの農民解放指  
 令を直接の契機とした農民の土地解放の要求を中心とする農民組

第五表 經營面積別農協組合員分布

大字	古江		新里		三谷		上岡		下岡		小野寺		合計	
	第1	第2	第1	第2	第1	第2	第1	第2	第1	第2	第1	第2	第1	第2
反0~3	3	3	8	2	7	9	1	1	1	1	15	10	35	25
反3~5	1	6	7	8	10	2	1	1	2	5	26	8	47	30
反5~町1	12	23	26	23	21	8	11	5	6	4	129	55	205	118
町1~町1.5	18	22	25	19	25	8	4	3	10	7	51	28	133	87
町1.5~町2	4	4	3	1	3	2	1		1	3	2		14	10
町2~町2.2			1		1									2
合計	38	58	70	53	67	29	18	9	20	20	223	101	436	270

農地改革後における山林地主の一存在形態

勢力の物質的基盤とその内容と現在直面する矛盾（後述）を物語っている。經營内容は第六表の如くである。理事の出身層の明確な對比に注意せられたい。第一、第二ともに地主層對農民層の闘争の具體的な機構であることはいふまでもない。尙この人数はこの改革後の五年間に地主の壓力によつて（山利用の停止、就職の困難さ、例えは身許保證人にならぬなど其の他）第二から第一に相當數移動して後の數字である。

第六表 農業協同組合 昭和29年度現在

	第一組合		第二組合	
	備考	備考	備考	備考
出資口數	6,212口		2,206口	
出資金額	1,242,400圓		441,200圓	
組合員數	489名		338名	
内 正 準	456名	（内上110(1町以上) 中250(5~10反) 下 96(5反以下) 圓	291名	6,297,565圓 {普 3,982,365圓 定 2,315,200圓 信用事業タバコ カンリー 160,000圓 借入金, 農手借入 450,000圓
	33名		47名	
貯 金	8,827,316.63		6,297,565圓	
證 書	44口 731,000圓	16口・196,500圓	503,525圓	
農 手	21口 120,200圓	21口・120,200圓	451,560圓	
現 金	461,115圓		254,738圓01錢	
資産合計	11,910,488圓		7,916,547圓56錢	
固定資産		資本金1,242,400圓	305,559圓54錢	資本金 416,294圓00錢
役 員	元地主 1名 自作 11名	現經營 キボ 平均1町3反0畝	自作3名 自小作6名 小作5名	平均 1町0反6畝
出資状況	最高35口 最低13口 平均 20口		最高16口 最低5口 平均 11口	
地 域	①、5、⑧、1、⑩、1、⑪、1		①、5、④、1、⑦、1、⑫、3	③、1、⑨、3
地 政	自由黨 3			

六三 (七一三)

合の結成に對應して地主層は従來權力をめぐつて對立していた南  
 部の耕地地主M派と北部の山林地主N派とが結ぶことにより、愛  
 村連盟という地主、自作層、小作層の一部を自らの側に引きつけ  
 た地主連合を形成した。ここに中立農家はほとんどないという決  
 定的な對立が生じるに到り、この兩派は親類、となり近所、隣仲  
 間でもつき合わないという激しさであつた。この對立の中で農業  
 會の解散と農協の設立命令をうけた（昭和二十三年八月まで）本  
 村では理事の選出方法をめぐつて決裂し、ついにそれぞれの農協  
 が獨自に設立されることになり、農業會の資産はそれぞれの組合  
 員に比例して分割され、當初から正式認可をうけた二つの單協と  
 して出發した。現在農業會の建物はくじびきにより一階を第一農  
 協二階を第二農協が事務所として使用する他、村内各地に散在す  
 る倉庫は眞中にしきりが設けられ、それぞれの入口から貨物を入  
 れて使用している。尙この土地解放連盟は現在の日農主體性派小  
 野寺支部の前身でもあり、現在幹部がすべて改革前の小作でしめ  
 る第二農協が支部を兼ねて村内における反地主農民勢力の據點と  
 なつてゐる。第一農協（地主中心）および第二農協（土地解放連  
 盟の後身）とも組合員の分布は第五表の如くである。地區別とし  
 ては改革前經營規模の大きい小作農が多く、改革をめぐつて運動  
 の據點となつた南部の古江部落が第二農協の據點であり、同様な  
 新里（ここに市がたつ）がこれに次ぐのに對して第一農協は山林  
 地主が隠然とした勢力をもつ小野寺部落をその基盤としているの  
 は當然であろう。經營規模では一町一町五反の上層農家が第二  
 に相當の數をしめてゐる點が地區別の特色と並んで當村の反地主

三

農地改革は山林をその対象から除外した。小野寺村における山林所有の分布状況は第七表に見られる通りであつて、現在尙全山林面積の四七%が全農家の二%に當る十五名の地主によつて私有獨占されてゐる。表によれば大山林所有者、自己の農業經營再生産のために必要な條件としての山林を所有する農民、全く山林を所有せず、したがつて山利用の面で地主に從屬化してゆく農民の三階層を設定

第七表 山林所有者分布状況

山林面積	山林所有者	總面積	備考
1反以下	136	4.62.15	全山林所有者 數の91.1%
反1~3	69	12.92.11	
反3~7	62	30.31.08	
反7~町1	24	20.16.25	
町1~町5	78	185.95.27	
町5~町10	21	221.77.03	
町10~町20	9	110.45.11	
町20~町50	3	110.24.10	20町8反6畝 36町2反2畝 42町7反7畝
町50~100	3	186.10.11	50町2反8畝 (S家) 59町2反4畝 (N家) 75町8反4畝 (Y家)
合計	405	882.56.01	個人所有 91% 共有林 6% 寺社所有林 3%
	(全農家の55%)		

(昭和28年6月現在土地名寄案帳より)

が一般に確保されているようである、更に立木は商人に伐採して販賣されることもあるが、多く立木のまま山廻りして割付、農民、商人に薪炭用として賣られる。この場合伐採は購買する農民の自家労働により、価格は商人と同様である。又商人へ伐採して販賣する時の林業労働は日傭いで日給二百圓(耕地は二百八十圓)特別に舊地小作關係の者とは定まつていない。植林其の場合も同様であるが、この時は消防團の手を通じて人數が集められ小部落内の者とは定まらず小遣とりに農閑期に行う。現象的には割山をうけている家と地主との間に出入慣行、無償労働給付、或いはそのための低賃金などは實數統計、聴きとりで現われなかつた。(消防團長は山林地主系であり、労働力の集め方にも部落秩序の下における山林地主支配が間接的にあらわれているが、その故をもつて半封建的生産關係——封建遺制ではない——の残存を主張することは出来ない。)

とすれば、農業委員會においても農民勢力が伯仲している小野寺村において、舊地主貸付地分割による小作農の自作化、入會地の無償解放という現象は、當村の自作農的土地所有がかの封建的土地所有解體期における自由な分割地所有たることを意味しているからであらうか、改革後の自作農は「彼の主要生産用具彼の労働および彼の資本のための不可欠な就業場所として現象する土地の(完全)に自由な所有者」であり、彼の剩餘労働の一部が分割地所有における農産物決定のメカニズムの故に「無償で社會に贈與され」、更に獨占資本主義段階における強權的低米價政策、シエレーや高税により直接生産者の手許に剩餘生産物として蓄積せられない故に、「形の上では地主制から解放されて獨立自營農民となつたかのごとくであり

農地改革後における山林地主の一存在形態

することが一應可能のようにみえるが、その内容は追つて明らかにする所である。なおこの一三六戸をしめる一反歩以下の山林所有者のうちには、改革當時地主の土地取上げに對して農民運動の形をとりつて對抗したために、地主がその切崩し策として一反歩以下の山林を無償で與えることによつて要求を貫徹(土地取上げ)したケースが幾つかあり、かえつてこの零細山林所有が地主とのつながりを強めている場合がある。

このような農村構造と山林所有の分布状況を前提として、小野寺村に改革後も存在する割山という入會の慣行を通じ、山林地主の存在形態、ひいては改革後の自作農的土地所有を規定する半封建的生産關係を明らかにしようとするのが本稿の意圖するところである。

割山とは、大山林所有者(全部改革前における耕地寄生地主、第七表備考欄参照)が所有山林の管理權を一應部落會に移譲し、部落民に形式的には平等に(平等にたとへば共產黨員であつたとしても平等に)山林地主の言)區分して無償で採草、下枝拂いをさせると同時に管理(必要な伐採、山火事の身まわり、盜伐防止など)を期待するシステムであり、現象的には地主の介在のない部落における採草地(私有地、共有地ではない)の解放である。前章註5で説明したように改革をめぐる地主層と農民層との對立(農協分裂として結果した)の激化している時期には地主側は第二農協を中心とした農民勢力に對抗する手段として山入り禁止、他方農民は禁止を無視して組になつて山に入るといふ事件が起きていたが現在では部落會を中心に一應の秩序が保たれ、地代支拂なしに(改革前は耕地一反歩に山一反歩付で若干の割増小作料が支拂われた)採草其の他

ながら、實質的には國家獨占資本主義に全面的に從屬する事實上の賃銀労働者、すなわち國家獨占資本主義的工業の事實上の賃銀労働者に墮落するにいたつた)から、彼の前途は「地主富農化とはおよそかけはなれた」「分割地農民の戲畫」となつたのであらうか。小農經營における生産力の發展を阻止するものは「生産手段(土地をもふくめて)の資本主義的所有」であらうか、然らずといえどどのような論理でそれが解明されるか。

私はここに割山慣行の存在形態ではなく割山の存在そのものに半封建的土地所有制の實存——農民的土地所有一般への規制の基礎——を指摘したいと思ふ。

I 農地改革後農民勢力の強力な結束により(前章註5参照)入會權の平等な無償解放を獲得したとしても、農業生産及び農家經濟の再生産のために必要な生産手段および生活資料の一部が私有獨占されており、その所有者と對立するものは直接生産者である。基本的生産關係において「直接生産者が自己の生活資料に必要な生産手段および労働條件の占有者となつていけるいかなる形態においても、生産手段の所有關係は同時に支配隷屬の關係として現われ、直接生産者は非自由者として現われる」(小規模生産の中にひそむ生産力發展の一切の潜在的可能性の實現は自己の使用する生産手段に對する直接生産者の自由な私権にかかつてい)とすれば、小經營者たる直接生産者が占有している土地という主要な、労働生産物ならざる生産手段を所有する所有形態が封建的所有の本質であるとすれば、小野寺村の割山をうけている大多數の農民は入會地の占有者である限り剩餘労働の支配的通例の形態と

しての地代を支拂わずとも現象的に經濟外強制が發現せずとも基本的には封建的生產關係の下に規制されており、自作農的土地所有は自由な農民的土地所有ではないこととなる。従つて小農經營における基本的矛盾は、土地(生産手段)の封建的所有と生産過程の小規模生産との對立に起因するものであつて生産力の發展の障害となるものは先ず封建的生產關係である。

この點について小野寺村においてはすでに述べた如く再生産のための必須の條件としての副業丈間生産と割山の關係に集中的に現われる。すなわち、零細經營の赤字補填としてのみならず、一町——一町五反の農民上層の農業生産の一構成要素としての丈間生産は主要原料を水田のわらに求めるが、わらは又重要な堆肥源である。従つて主要な現金収入源である丈間生産を増加して農業經營の擴大を計るためには堆肥製造の原料として代替關係にある落葉、草(厩肥をふくめて)への、つまり山利用への依存度の強化を餘儀なくせしめられる。外からわらを購入することもあるが、當然現金支出なしの前者の比重は大きいわけで、従つて山を持たない、或いは一七六戸という零細な山林所有農民だけでなく自家消費に足る山持ちの農民もふくめて全般的に割山に依存する度合が大となる。換言すれば小野寺村における農業經營の再生産の一環をこれら林間探草地がしめていくことになり、割山を通じて、自作農、山持ちの中農以上層も大多数の農民が半封建的生產關係の規制の下におかれている事が立證されるわけである。

## II 山林所有者の立木販賣について。

雇傭して行い、商業資本家に其の生産物を販賣する限りにおいて(利潤範疇の確立)資本家として現われ立木の價格は平均利潤以上の超過分であり、その土地所有は近代的土地所有である。

しかしながら三家共通する點としての農民に對する山割りという立木販賣については異なる。勞働生産物ならざる立木の價格は、土地所有の經濟的自已實現形態としての地代であるから、買手たる農民の自家勞働による立木の伐採は本質的には直接生産者たる農民が山林所有者の所有する山林(土地)を占有し、貨幣地代を支拂う形態に外ならないからである。従つてそこに何らかの經濟外的強制の發現がなく、林業勞働の性格に舊地主小作關係にもとづく雇役的特質が見出されなくとも、直接的生産者たる農民と山林所有者との以上のような關係は明らかに半封建的生產關係の實在を指定しているといえよう(註3参照)。

III 更に以上で明らかになように立木の伐採は「山もち」の意のままであるから、農民にとつては獲得した割山から實質的には數年の間落葉下枝拂いを取ることが出来ない場合が有得るし、割山の具體的な規定は本家分家關係、地主・小作(保有地における零細地主・小作關係は割山と結びついて現實の支配機構としての意義をもつ)關係を通じて多かれ少かれ規制で生じうる。すなわち、I及びIIによつて指定制された山林所有にもとづく半封建的生產關係は、地主保有地、水利權(山に近い池の使用)、部落會其他を通じて發現し、零細地主層(二章でふれたように當村においては未だに保有地總額は相當高い比率である)のバックボーンとして支配層の物質的基礎となつていく。農民は割山を通じて自己

農地改革後における山林地主の一存在形態

立木販賣から見た當村の山林經營は次の如くである。村内七五町歩、村外二七町歩の村内一の大山林所有者で改革前は七町の耕地寄生地主であつたY家では、七五町歩(主として薪炭林)を適時申込順に立木のまま農民に販賣する。用材林の場合には仲介人に伐採持でおろすが、年間所得は薪炭林所得二四萬圓、用材林所得四萬圓、課税十四萬圓となつていく(昭和二七年度)。耕地は八反六畝貸付、耕作八反八畝で、その大部分は小作地取上げによるものである。第三位五〇町歩(改革前十町歩耕地地主)山林所有のS家の場合も同様で立木のまま商人には用材林を、農民には薪炭林を伐採させて販賣する。昭和二十八年度は山林所得三四萬圓、内譯は杉、松、雑木(薪炭)である。當家は山林經營に殆んど關心を持たない、消費のための販賣である。現在六反五畝の田を貸付、六畝餘の自作を行つていく。五〇町歩以上の三大山林所有者のうち次のN家は前二者と異り、山林經營を企業的に行つていく所に特色がある。即ち、所有山林五九町歩のうち(薪炭林三九町歩、松杉二〇町歩)年々四町歩伐採を豫定して十年で一回轉となす。四町歩のうち一町五反は勞働力を雇傭して自家伐採商人に引渡し、二町五反は仲介商人に立木のまま販賣する。その内容は前者は薪そだと製炭原料、後者はパルプ原料である。年間推定所得は一九九萬八千圓。N家の當主は改革前まで十一年間當村村長をつとめ、自由黨栃木縣支部長である地位を背景として各地の農協其他と特約を結び、パルプ材の外薪炭材の市場を確保している點が林業經營確立のための有力な條件となつていく。N家においては植林、伐採、製炭其他を自己の企業的採算の下に勞働力を

の借入れていく小作地を通じて、部落會における諸割當、本家・分家關係其他を通じて地主支配を實質的に受取るわけである。その壓力によつて第二農協から脱退し、或いは農耕の手傳など出入慣行を復活するなどのケースもいくらか見られる實狀である。この割山を通じての山持地主と農民の支配從屬關係は北部に入るとますます強くなり、他方南部の零細山持でもある中農層がこれに對抗する力となつていく。しかし前述の、經營が比較的大きい第二農協の中軸であつた農民層が副業との關係其他から地主層との妥協面もあらわれて來ており、當村の農民運動の中農主義克服は困難な經過を辿つていくといえる。

(註1) a. a. O. Bd. III/2, S. 356. 「資本論」第十三分冊一一三三頁。

(註2) 栗原百壽「現代日本農業論」一一三頁。

(註3) たとえば基本的生產關係が資本主義的である場合の小經營(アイルランドの例)は異なる。

(註4) 平野義太郎「農業變革と土地問題」二〇頁。

「封建制機構の基本的經濟法則について」前掲書一八六頁。

(註5) a. a. O. Bd. I, S. 801. 「資本論」第四分冊一一五七頁。

(註6) 經濟外的強制は大きな問題があるが、ここでは土地の封建的所有に基づく、土地占有者たる直接生産者から剩餘勞働の通例的形態たる地代を收取する機能と考へる。「封建制の基礎は經濟外的強制ではなくて封建的土地所有である」スターリン「社會主義における經濟的諸問題」國民文庫五一頁。したがつて封建的土

地所有が存在する限り經濟外強制が存在するが、所謂「經濟外強制」的現象(封建的支配隷従關係)の存在の指摘は封建的土地所有の論證に十分ではない。この點從來の地主制殘存の論證に對しても整理出来るのではないかと考へる。

#### 四

農地改革後における自作農的土地所有を規定する半封建的諸關係を「農村共同體」の物質的基盤としての山林・採草地・水利に求め、それらが勞働過程に對して共同體的規制を有している(「經濟外強制」)ために、自作農的土地所有全般が自由な農民的土地所有ならざる性格に規定されるとする見解がある。この見解は「農村共同體」の理解において(勞働過程の規制者としての役割をもふくめて)、又改革後の山林・採草地をそのような共同體的規制の基盤と即斷する點において(山林所有はそれ自體においては封建的でない、共同體的基盤というだけでは封建的と規定されえないのであつて、封建的生產關係の存在がそれを封建的性格に規定する)幾多問題が残るわけであるが、又經濟外強制(ここでは共同體的規制)の存在をもつてただちに土地所有の封建制の論證十分とする論理にも問題がある。

本稿において試みたところは、I 直接生産者の必要缺くべからざる生産手段、生活手段の一部が非勤勞的に私有・獨占され、直接生産者たる小農民と土地所有者とが、生産手段、生活資料の占有をめぐつて對立すること、したがつてその關係に基づいて權力支配が生ずること(無償勞働給付、出入慣行の復活)、II 立木販賣を行

う山林地主の場合、N家のように、雇傭勞働によつて伐採した木材を商業資本家に賣渡す場合は山林地主は近代的土地所有者として現われるが、Y家のように直接山割りとして立木のまま販賣するとき、農民にとつて封建地主として立ちあらわれること、何故ならば、立木は土地所有の經濟的自已實現形態としての地代であり、自家勞働による立木の伐採は、直接生産者たる農民が山林地主所有の山林(土地)を占有し、貨幣地代を支拂う形態に外ならないからである。この二點において、生産關係の規制——直接生産者の生産手段の占有——という點からして自作農的土地所有の半封建的規定性を明らかにしようと試みたものである。

(註1) 福島大學の星埜停氏の見解。「改革後における封建的農業構造について」商學論集第二二卷第二號。「農地改革と農村共同體」農業經濟研究第二六卷第三號。

(一九五五・七・一五)

### 書評及び紹介

#### Simon Kuznetz, Shares of upper income groups in Income and Saving.

この掲げる Shares of upper income groups in Income and Saving, National Bureau of economic research, 1953 の著者 Simon Kuznetz は過去においてもアメリカの國民所得統計について實際面の調査を通じて多くの業績を擧げている人である。本書も同様の意味で統計資料としての價值について多くの期待がかけられる。元來どの國でも家計調査の對象となる所得階級は比較的少數所得者の階層に限られて居り、主として社會政策的觀點からこの種の階級の生活内容の分析が重視された。しかし國民經濟の發展のためには資本蓄積が先決條件であり、所得の變化と共に貯蓄がいかに變化して行くかが問題になる。このことはケインズ經濟學の出現以後、世界の學界の重大關心事となり、アレン・ポレーの法則を始め消費性向に關する多くの議論を見るに至つた。しかし貯蓄の行える階級は比較的高額所得者であり、この階級についての家計調査がないため、この論争も十分な實體的検討を缺く憾があつた。

本書は第一編所得分配分の水準と變化、第二編高額所得階級の特

書評及び紹介

六九 (七一九)

性、第三編所得と貯蓄、第四編推計値の抽出とその特性、によつて構成され、一九一三—四八年に互るアメリカの統計資料に關する記述である。ここではその主要な結果を紹介して行こう。彼は先ず一人當り所得の順に人口と所得の累積度數を計算し、總人口の一、三、五%が受取る所得額を算出する。總人口の百分の一に當る高額所得集團の所得額は總所得の十五%、五%の人口が受取る所得は二九・七九%である(一九一九—三八年平均)。これを可處分所得に換算すると總人口の一%が一四・三%、五%が二八・五%の可處分所得を得ている(但し非農家のみ)。更に第三表でこの所得の内譯——所得の種類が示され、これとともにローレンツ曲線の資料が與えられ高額所得者の所得の内譯は最高一%の所得者の所得では配當が三三・〇%で勤勞所得の三一・一%を凌駕しているが、上から四—五%の階層では勤勞所得が總収入の六〇・八%と壓倒的に多いことが目につく。

次にこの構成比率が年度によつてどの様に變化するかを見ると、總人口の一%、五%に當る高額所得の所得割合は一九一九—三八年平均では夫々一三・一%、二四・七%であるが、三九年には一一・九%、二三・七%に夫々減少して居り、一九四六年には三九年に比べても更に二・九%及び五・三%の減少を見ている。非農家人口のみの統計及び可處分所得についても略々類似の結果が見られる。これを十年毎に區切つて見ると次の様になる。